小島　智恵 議員
（政清会）

問 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子育て支援策の充実を図ることが重要であることから、以下伺う。

⑴公約である第２子以降の保育料無償化～音更町では本年９月から実施された。無償化されない第６階層以上の世帯数及び無償化の影響額と無償化する考えは。

⑵認定こども園の教育認定の拡充～教育標準時間は13時までで、延長保育しても16時降園となり長い時間預けられない。延長保育料も旧わかば幼稚園では月額上限があったが撤廃された。幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設として、延長保育の時間延長と延長保育料を軽減することはできないか。

⑶学童保育所における長期休業中の昼食提供～夏休みなどはお弁当を持参しているが、共働き世帯にとって保護者負担は大きい。

①保護者から昼食提供を望む声はないか。

②給食センターや民間委託など昼食提供することはできないか。

問 学童保育所において夏休みなど昼食提供はできないか

答 民間委託については、情報収集を行い、保護者のニーズとすり合わせる必要がある

町長

⑴本年９月１日における在籍児童数で試算した場合、対象世帯数は61世帯で、影響額は年額２１８６万円となる。第６階層以上に属する世帯については、給与収入者の場合で年収約７００万円以上と推計され、過度な負担を強いている状況にはないと考えているため、現状においては、第２子以降の保育料無償化を実施する考えはない。

⑵教育認定の延長保育の時間延長について、認定こども園では教育標準時間後に保育を希望するニーズに応え、平日は午後１時から午後４時まで、土曜日と長期休業期間は午前８時30分から午後４時まで延長保育を実施。旧わかば幼稚園にはなかった土曜日と長期休業期間の保育も行っているが、保護者からの時間延長の要望は少なく、現状では延長の考えはない。

教育認定の延長保育料の軽減について、利用者には１人１時間２００円を徴収。旧施設で設定していた徴収上限額は廃止し、延長理由が保護者個々の事情によるものであるため、受益者負担の原則に基づき上限を設けず全額負担としている。延長保育料の徴収上限額を設ける考えはない。

「幕別認定こども園」

⑶①町内の学童保育所では長期休業中の昼食提供は行っておらず、保護者が弁当を持たせているが、これまで昼食提供を望む声は寄せられていない。

②給食センターでは長期休業中に設備点検や清掃等を行っており、長期休業中登所の児童約２３０人のために稼働するのはコスト面で現実的ではないと考える。一方、民間委託の活用については帯広市や池田町の事例を参考に情報収集を行い、食事内容や利用者負担を含めた保護者のニーズとすり合わせる必要があると考えている。

問 保育施設の集団歯科健診の信頼性は

答 100％の精度は困難、家庭での歯磨き指導を行う

問 集団歯科健診で異常なしと診断された後、進行した虫歯が発見される事例が起きている。暗い場所での実施や歯科医院を受診するのが遅れる場合もあり、信頼性をどう捉えるか。

町長

保育施設での歯科健診は保育所保育指針に基づき、児童の口腔内の健康状態確認や虫歯の早期発見・対処を目的に年１回実施している。０歳児と１歳児は午睡中に、２歳児から５歳児は給食後のうがいや歯磨き後に歯科医師が診察を行っているが、設備や児童の協力状況から精度の限界がある。また、乳歯虫歯の進行が速いため、家庭での歯磨きも重要である。歯科健診結果は保護者に伝え、計画的な健診の実施と児童への歯磨き指導を継続していく。